

秋田県障害者サポーター養成講座講師育成研修実施要綱

1 目的

この要綱は、障害の有無にかかわらず、互いに人権と個性が尊重される共生社会の実現を推進するため、障害に関する基本的な知識を持ち、障害を理由とする差別をなくすよう心がけ、障害の特性等を理解し、できる範囲で障害のある方へ配慮や手助けを行うことのできる障害者サポーターを養成するための講師を育成することを目的とする。

2 実施主体

秋田県

3 対象者

受講対象者は、次のいずれかに当てはまり、障害者サポーター養成講座の講師を年1回以上務めることができる者とする。

- (1) 各地域振興局福祉環境部職員
- (2) 市町村職員、障害者団体等

4 内容

障害者サポーター養成講座の講師を担うために必要な知識（障害者サポーター、秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例、社会的障壁、合理的配慮の提供など）に関する講義とする。

5 講師登録

- (1) 障害者サポーター養成講座講師育成研修修了者を講師登録する。
- (2) 講師登録した者を障害者サポーター養成講座の講師として派遣する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。